

改正前	改正後
法第 34 条第 1 号（日常生活のため必要な物品の販売の店舗等）の運用基準 （平成 27 年 4 月 1 日施行） 最終改正 <span style="background-color: #cccccc;"> 令和 2 年 5 月 1 日施行</span>	法第 34 条第 1 号（日常生活のため必要な物品の販売の店舗等）の運用基準 （平成 27 年 4 月 1 日施行） 最終改正 <span style="background-color: #cccccc;"> 令和 6 年 5 月 1 日施行</span>
1 開発区域 (1) 開発区域は、建築物の敷地相互の間隔が 70 メートル未満であり、かつ、市街化調整区域内の 40 戸以上の住宅が連たんしている集落内に存していること。ただし、次に掲げる事業の用に供する店舗、事業場その他これらに類する建築物（以下「店舗等」という。）の開発区域は、それぞれ次に定めるところによる。 ア 農機具修理業 建築物の敷地相互の間隔が 70 メートル未満であり、かつ、市街化調整区域内の 40 戸以上の農家住宅が連たんしている集落内に存していること。 イ 普通銀行（6221）及び信用金庫（6311） 建築物の敷地相互の間隔が 70 メートル未満であり、かつ、市街化調整区域内の 150 戸以上の住宅が連たんしている集落内に存していること。 ウ 郵便局（8611）、農業協同組合（8711）及び地区集会所 既存の集落と密接な関連がある地域内に存していること。  (2)～(4) (略)	1 開発区域 (1) 開発区域は、建築物の敷地相互の間隔が 70 メートル未満であり、かつ、市街化調整区域内の 40 戸以上の住宅が連たんしている集落内に存していること。ただし、次に掲げる事業の用に供する店舗、事業場その他これらに類する建築物（以下「店舗等」という。）の開発区域は、それぞれ次に定めるところによる。 ア 農機具修理業 建築物の敷地相互の間隔が 70 メートル未満であり、かつ、市街化調整区域内の 40 戸以上の農家住宅が連たんしている集落内に存していること。 イ 普通銀行（6221）及び信用金庫（6311） 建築物の敷地相互の間隔が 70 メートル未満であり、かつ、市街化調整区域内の 150 戸以上の住宅が連たんしている集落内に存していること。 ウ 郵便局（8611）、 <span style="background-color: #cccccc;">簡易郵便局（8621）</span> 、農業協同組合（8711）及び地区集会所 既存の集落と密接な関連がある地域内に存していること。  (2)～(4) (略)
2～3 (略)	2～3 (略)

## 別表

中分類	細分類
(新設)	
織物・衣服・身の回り品小売業 (57)	(略)
飲食料品小売業 (58)	各種食料品小売業 (5811), 野菜小売業 (5821), 果実小売業 (5822), 食肉小売業 (5831), 卵・鳥肉小売業 (5832), 鮮魚小売業 (5841), 酒小売業 (5851), 菓子小売業 (5861, 5862), パン小売業 (5863, 5864), コンビニエンスストア (5891), 料理品小売業 (5895), 米穀類小売業 (5896), 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業 (5897)
機械器具小売業 (59)	(略)
その他の小売業 (60)	ドラッグストア (6031), 医薬品小売業 (6032), 調剤薬局 (6033), 化粧品小売業 (6034), 苗・種子小売業 (6042), 肥料・飼料小売業 (6043), ガソリンスタンド (6051), 燃料小売業 (6052), 書籍・雑誌小売業 (6061), 古本小売業 (6062), 紙・文房具小売業 (6064)
銀行業 (62) ～医療業 (83)	(略)
郵便局 (86)	郵便局 (8611)
協同組合 (87) ～	(略)

※ ( ) 内番号は、日本標準産業分類 (平成 25 年 10 月改定) の分類番号

## 別表

中分類	細分類
各種商品小売業 (56)	コンビニエンスストア (5631), ドラッグストア (5641), 均一価格店 (5661)
織物・衣服・身の回り品小売業 (57)	(略)
飲食料品小売業 (58)	その他の各種食料品小売業 (5819), 野菜小売業 (5821), 果実小売業 (5822), 食肉小売業 (5831), 卵・鳥肉小売業 (5832), 鮮魚小売業 (5841), 酒小売業 (5851), 菓子小売業 (5861, 5862), パン小売業 (5863, 5864), 料理品小売業 (5894), 米穀類小売業 (5895), 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業 (5896)
機械器具小売業 (59)	(略)
その他の小売業 (60)	医薬品小売業 (6031), 薬局 (6032), 化粧品小売業 (6033), 苗・種子小売業 (6042), 肥料・飼料小売業 (6043), ガソリンスタンド (6051), 燃料小売業 (6052), 書籍・雑誌小売業 (6061), 古本小売業 (6062), 紙・文房具小売業 (6064)
銀行業 (62) ～医療業 (83)	(略)
郵便局 (86)	郵便局 (8611), 簡易郵便局 (8621)
協同組合 (87) ～	(略)

※ ( ) 内番号は、日本標準産業分類 (令和 5 年総務省告示第 256 号) の分類番号